

# 奈良工業高等専門学校情報セキュリティポリシーに係るソフトウェア管理規程

令和3年9月9日 制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシーに係るソフトウェア管理規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第94号、以下「機構規則」という。)に基づき、奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)におけるソフトウェアの利用及び適切な管理に関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、機構規則第2条を準用する。

## (適用範囲)

第3条 この規程は、本校が所有するすべてのコンピューターにインストールされている、又はインストールが可能な状態で保有されているすべてのソフトウェアについて適用する。

## (ソフトウェア管理責任者)

第4条 機構規則第5条の定めるところにより、本校にソフトウェア管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、校長をもって充てる。

## (ソフトウェア管理担当者)

第5条 機構規則第6条第1項の定めるところにより、本校にソフトウェア管理担当者(以下「管理担当者」という。)を置き、別表のとおり定めるとともに、管理担当者を総括する者としてソフトウェア総括管理担当者(以下「総括管理担当者」)を置き、情報セキュリティ副責任者をもって充てる。

- 2 管理担当者は、所属する学科等の教職員が保有しているソフトウェアの保有、インストール状況を把握するものとする。
- 3 管理担当者は、管理責任者の指示により割り当てられた範囲のソフトウェア管理の実施について責任を有するものとする。

## (管理)

第6条 管理担当者は、ソフトウェア管理について、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 納入されたソフトウェアの使用許諾契約の締結、ユーザー登録その他によって、ソフトウェア取得のために必要な手続きを経た上で、業務上必要なコンピューターへのインストール作業を行うこと。
- 二 ソフトウェアのオリジナルディスク、使用許諾契約書及びライセンス証明書等(以下「ライセンス等」という。)については、各管理担当者が適切に管理するものとする。
- 三 所属の教職員からの申請に基づきソフトウェアのアンインストール、廃棄、譲渡、使用許諾契約の解除、ハードディスクの廃棄等を行う場合は、ソフトウェア解約のための必要な措置及び著作権を侵害する行為を防止するために必要な措置をとること。

## (管理台帳)

第7条 管理担当者は、ソフトウェア管理台帳を作成し、これに必要な事項を記載しなければならない。

2 総括管理担当者は、毎年度ソフトウェア管理台帳を取りまとめ、管理責任者に報告するものとする。

3 ソフトウェア管理台帳の作成に関する事務は、総務課が行う。

(教職員の責務)

第8条 教職員等は、機構規則第15条に定める事項を遵守しなければならない。

(懲戒処分)

第9条 教職員等が機構規則に定める事項に違反した場合は、機構規則第17条に定めるとおり相当とされる懲戒処分等を行う場合がある。

(損害賠償責任等)

第10条 教職員等が機構規則に定める事項に違反し、著作権を侵害する行為により起こした損害の賠償については、機構規則第18条に定めるとおりとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、ソフトウェア管理に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年9月9日より施行する。

別表(第5条関係)

ソフトウェア管理担当者

所属	ソフトウェア管理担当者
各学科	所属教員 ただし、学科主任は、第7条第1項に規定する業務について1名を取りまとめ担当者として指名すること
事務部	総務課長が指名する者
教育研究支援室	技術長が指名する者
その他	ソフトウェア管理責任者が特に指名する者